

令和3年度第1回亀岡市情報公開・個人情報保護審議会（4月26日開催）議事録

（事務局）

定刻になりましたので、ただ今から亀岡市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。事務局を担当しております総務課長の牧野でございます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。皆様方には、委員就任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただき、また、市民委員にご応募いただきまして誠にありがとうございます。昨日、緊急事態宣言が発令されたことで審議会の開催を考えましたが、ご審議していただく案件もございましたので、開催させていただくことといたしました。スムーズな会議進行にご協力をお願いします。それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

ここで事務局の職員を、紹介をさせていただきます。

《事務局職員紹介》

（事務局）

総務課長の牧野でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、本日につきましては、初会議でございますので、進行は事務局で担当させていただきます。

会長の選出につきましては、亀岡市情報公開・個人情報保護審議会条例第4条第2項の規定によりまして皆様の互選により決めていただくこととなっておりますのでよろしくお願いたします。

《会長互選》

（事務局）

ありがとうございます。どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、副会長の選出でございますが、同じく条例第4条第4項の規定によりまして会長が指名するということになっておりますので、ご指名をお願いしたいと思います。

《副会長指名》

（会長あいさつ）

亀岡市情報公開・個人情報保護審議会の委員は初めてでございます。情報公開と個人情報保護のある意味で方向が違う話を整理して折り合いをつけることが課題でございます。委員会は、市民的な感覚に基づいて情報を公開すべきか、個人情報の

保護をどうすべきかどうか、微妙な点を考えながら決めていくことが仕事になると
思います。委員の皆様の発言が経験上、非常に大きな意味を持ってくるものになっ
てきます。遠慮なくご質問、あるいはご発言していただければ幸いです。

(副会長あいさつ)

コロナ禍で不安な時を過ごしていますが、亀岡市も新型コロナウイルスの陽性者
が増加している状況であります。今回の審議会の開催も危ぶまれましたが、審議す
る案件がありますので、限られた時間ではありますが、十分ご審議いただきたいと思
います。

(事務局)

本日の会議につきましては、委員8名全員のご出席をいただき、同じく条例第5条
第2項の規定により過半数の出席を得ておりますので、この審議会が成立するこ
とを報告させていただきます。

また、本日の会議は公開として傍聴席を設けており、議事録につきましては、会
議要旨を市のホームページ及び市役所1階の市民情報コーナーで公開する予定をし
ておりますので、予めご了承をお願いいたします。

それでは、以降につきましては同じく条例第5条第1項の規定により、会長に議長
として進行をお願いいたします。

(会長)

それでは協議事項の「フレイル事業が死亡・介護保険・医療保険にもたらす効果
を検証するための情報開示について」担当の自治防災課からお願いします。

(担当課)

《資料に基づき説明》

(会長)

委員の皆様、確認もしくはご質問等はございますでしょうか。

(委員)

対象者は何人でしょうか。

(担当者)

65歳以上の高齢者1,000人を対象にしています。

(会長)

フレイル事業がどの程度の効果を持っているのか調べるために、死亡、転出による構成員の変化、介護の状況、医療費の3点を中心にフレイル事業の効果を検証していきたいというような理解でよいでしょうか。今回の諮問事項は、フレイル事業の効果を検証するための情報開示であります。前回の平成28年の審議会では、固有名詞と直結する情報ではなく、経費や人数だけが出るものであるため、プライバシーを侵すものではないとのことから、データ提供を了承したということですね。審議会としては、公益性があるかどうかを判断しないといけないですね。いろいろな疑問もあるかと思いますが、ざっくりらんにご意見を出していただければと思います。

(委員)

事務局から個人が特定されないとありましたが、住民基本台帳の死亡・転出は令和2年度の死亡した人が何人というデータ提供でしょうか。亀岡市ぐらいの規模の市であれば、死亡年月日がわかるとある程度個人が特定されるのではないかと思います。そのあたりはいかがでしょうか。

(担当課)

平成28年度に提供したデータの再提供ですので、直近のデータは入っておりません。内容としては、何年何月何日死亡や転出など、日付と事由の2点が記載されているものです。氏名、性別、住所等は含まれていない情報であるため、個人を特定することは極めて困難であると考えます。

(委員)

理解はできますが、65歳以上の高齢者であり、死亡や転出の日付を具体的に記載すると、先ほども申し上げたように、近隣の方であれば、ある程度推測できるかなと思います。この利用目的からいうと、死亡等の年月日は必要ではないのではないかと思います。何年もしくは何年何月で十分ではないかと思います。

(委員)

前回からの継続の情報公開であるため問題はないと思いますが、平成23年度に実施した『日常生活圏域のニーズ調査』の回答者が対象でありますね。その対象者がいつ死亡をされたか知りたい、介護サービスを受けておられるか、その後の追跡調査も含めて情報を知ること、フレイル事業が有効なのかといった観点の確認のための情報公開請求であると思います。個人を特定する情報は出てくるのではという気はしていますが、そのあたりはデータの的に問題がないよう公益上必要であるという観点から、取扱い上注意をしておられると思いますが、少し疑問点がありましたので、質問させていただきました。

(担当課)

日常生活圏域ニーズ調査は、名前、性別、生年月日は記載しない形で、それぞれにIDを振り分けて、それをもって様々なデータと紐づける形にしています。情報発信は、それを集計したものになっており、個人情報はありません。

(会長)

委員から、死亡年月日で個人が特定されるおそれがあるとありましたが、プライバシーの難しいところは、年齢を秘匿するといっても同級生はみんな知っていることでもあります。どこまでプライバシーを保護するのか、公の機関が正式に扱うレベルを見た場合、たまたま個人を特定できる人がいるという整理で済むのかという話です。たまたま知っている人が、実はたまたまではなくほとんど知っているという場合には、その取扱いについて厳格にしていけないといけない。データ化して処理する段階で個人の情報は消える。提供する段階で、個人情報をちゃんと扱うようになっていけば、一定の歯止めがかかるのではないかと制度設計かと思えます。

検討結果は、政策に反映させることになる理解でよいでしょうか。

(担当課)

そうですね。実際介護予防に参加された方とそうでない方を比較して、仮の段階ではありますが、参加された方のほうが、介護予防の効果があり、その後の介護認定を受けられる率も下がっていると聞いています。介護予防事業のさらなる展開を進めて、亀岡市の高齢者がより元気になっていただく環境を作っていけたらと思っています。

(会長)

参加されている人と参加されていない人で個人が見えてくる可能性が大きいです。もちろん、事業自体には公益性はあるが、プライバシーの保護として、個人情報保護としてどのように図るのかという仕組みが焦点になってくると思います。

以前も同様のものに審議会として了承していることを念頭に置いて、今回のご指摘は、個人を特定されることがないわけではない、特定される局面があり得ることも含めておりますので、その点の取扱いを十分にさせていただきたいと思えます。連携に関する包括協定はありますが、それに頼ることなく、より厳格な取扱いに注意することを付言させていただき、公益上やむを得ないという結果をだしてはどうかと思えます。

(委員)

情報提供されることに異論はございませんが、利用目的の範囲内に制限すべきという思いがあり、その観点からいきますと、死亡や転出の月日があるのかとの疑問があります。最終的にはデータ処理されると思いますが、提供する段階で、この利用目的からしてそこまで提供する意味合いがあるのかと思います。医療や介護保険情報が紐づけされているのであれば、データの提供先に把握されることになるとと思いますので、そこまで必要なのかなと思います。ただ、公益上の提供目的には、異論はございません。

(会長)

医療費がいくらかかって、介護の状況を見ないことには目的は達成されない。何月何日に死亡された人の医療情報や介護情報がリンクしないと意味がないのでしょうね。ですから、提供する段階で日付をとってしまうとそれがリンクしないおそれがあるのではないかと。しかし、リンクできると個人が丸裸になってしまう懸念がある。特定性がないといいながら、センシティブな情報が特定されて流通してしまうおそれがないことはない。ただ公益的な意味がないわけではないということですね。個人情報の提供については、個人を確認されてしまうことが皆無ではないため、取扱いには十分注意することを付言して、改めて先方に申し入れる、市の情報提供については、『可』とするとのことでよいでしょうか。

(委員)

了承。

(会長)

ご異論はないとのことで、案件としては一応結論に至りましたので、終了したいと思います。

(事務局)

ありがとうございました。